## 公益財団法人日本スポーツ施設協会加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ施設協会(以下「協会」という。)の加盟団体に 関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (地域区分)

第2条 加盟団体の地域区分は、次のとおりとする。

ブロック	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北信越	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

## (加盟団体の権限)

- 第3条 加盟団体は、次の権限を有する。
- (1) 評議員会に対し、各ブロック2名(北海道ブロックは1名)の評議員候補者を選出すること。
- (2) 評議員会に対し、各ブロック1名の理事候補者を推薦すること。
- (3) 協会会長等が、事務連絡の会議等の招集を求めたときに出席すること。
- (4) 協会が行う各種研修会・養成講習会に参加等すること。
- (5) 協会が提供した情報を取得すること。
- (6) 加盟団体の組織運営等に関して協会の助言を求めること。
- (7) 協会の加盟団体であることを称すること。
- (8) 各地域区分を単位とする連絡協議会を結成すること。なお、連絡協議会を結成する場合に
- は、規約及び役員名簿を本協会会長に届け出なければならない。

## (遵守事項)

第4条 加盟団体は、次の事項を遵守し、スポーツ施設団体として適正な組織運営を行わなけれ

ばならない。

- (1) 関係法令及び加盟団体に適用する協会諸規程等を遵守し、かつ必要に応じて諸規程を整備 した上で、それに基づき組織運営等を行うこと。
- (2) 暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行 為の根絶に取り組むこと。
- (3) スポーツ施設に関わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。

(報告事項)

第5条 加盟団体は、本協会からの求めに応じ、会長、事務担当者、事業予定等必要な事項を報告しなければならない。

(加盟金)

第6条 加盟金の金額は、10万円(年額)とする。

(加盟)

- 第7条 新たに加盟団体になろうとするものは、入会申込書を協会に提出しなければならない。
- 2 入会申込書には、団体名、事務所、主たる役員等を記載しなければならない。
- 3 協会は、第1項の入会申込書が提出されたときはこれを審査し、入会を適当と認めたときは 申込者に承認の通知を行う。
- 4 前項の承認通知を受けたものは、直ちに加盟金を納入しなければならない。

(加盟団体資格の喪失)

- 第8条 加盟団体は、次の事由によって、その資格を喪失する。
- (1) 退会
- (2) 団体の解散
- (3)除名
- 2 退会しようとする者は、理由を付して協会に退会届を提出するものとする。

(加盟団体の除名)

- 第9条 加盟団体が、次の各号の一に該当するときは、理事会の議決をもって、これを除名する ことができる。
- (1) 加盟金を1年以上滞納したとき。
- (2) 加盟団体としての義務に違反したとき。
- (3) 協会の名誉を傷つけ、又は協会の目的に反する行為があったとき。

(加盟金の返納)

第10条 既納の加盟金は、いかなる理由があっても返還しない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。